

- 1 市町村長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 市町村長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数と応急危険度判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、知事に対して判定に関する支援を要請することができる。
- 3 県は、震度5弱以上の地震が発生したときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。

#### 第5 判定の実施に関する県と市町村間の連絡調整等

- 1 市町村長は、判定実施本部及び判定拠点の設置を決定したときは、県都市整備部建築安全課長に速やかに連絡するものとする。
- 2 判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかな報告を求めるものとする。

#### 第6 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

市町村長は、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、優先的に判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

#### 第7 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

- 1 県及び市町村は、関連団体の協力を得て、あらかじめ応急危険度判定士等の動員計画を作成するとともに、判定の実施を決定した場合は、必要な応急危険度判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- 2 県及び市町村は、地震災害に備え、市町村は判定実施本部、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

#### 第8 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

- 1 知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請するものとする。
- 2 知事は、他都道府県から判定に対する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。
- 3 知事は、判定の実施が決定された場合、必要に応じ関連団体に協力を求めるものとする。

#### 第9 関連団体の協力

- 1 関連団体は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに応急危険度判定士等の確保など必要な協力を行うものとする。
- 2 関連団体は、県が支援本部を設置した場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

#### 第10 判定の方法及び判定結果の表示

- 1 判定は、別に定める判定調査票に基づき実施するものとする。
- 2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

#### 第11 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等

- 1 県及び市町村は、応急危険度判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。
- 2 県及び市町村は、応急危険度判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

#### 第12 判定用資機材の調達

県は、市町村長が判定の実施を決定し、判定作業に不足する所定の判定用資機材がある場合は、当該市町村

に代わってこれを調達するものとする。

### 第13 判定活動等における補償

県は、判定に民間の応急危険度判定士等の参加を要請し判定活動に従事させる場合は、市町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

### 第14 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 県、市町村及び関連団体は、自ら設立した彩の国既存建築物地震対策協議会等を通じて、市町村要綱等について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用が図れるよう努めるものとする。
- 3 彩の国既存建築物地震対策協議会は、この要綱の目的を達成するため、県、市町村及び関連団体間の必要な連絡調整に努めるものとする。
- 4 県は、この要綱が市町村要綱制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じ改正するものとする。

別表 全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの

団体名	代表者名	認めた日
(一社) マンション管理業協会	会長	平成16年7月1日

#### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年7月27日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

告示第22号

(目的)

第1条 この告示は、地震により多くの建築物が被災した場合に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定 地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士 前号の規定による被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）の業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条の規定に基づき埼玉県知事（以下「知事」という。）の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が定める者をいう。
- (3) 応急危険度判定コーディネーター 判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員又は判定業務に精通した埼玉県内の建築関連団体（以下「関連団体」という。）等に属する者をいう。
- (4) 判定実施本部 町長が、応急危険度判定士による判定の実施を決定した際に、判定の業務を統括する本部をいう。
- (5) 判定支援本部 埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱第4第3項に規定する判定支援本部をいう。
- (6) 災害対策本部 川島町地域防災計画に定める災害対策本部をいう。

(判定の実施の決定等)

第3条 町長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

2 町長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(判定計画)

第4条 町長は、判定の対象となる建築物の範囲並びに応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の人員等に関する判定計画を定めるものとする。

2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(埼玉県との連絡調整等)

第5条 町長は、判定実施本部の設置を決定したときは、知事に速やかに連絡するものとする。

2 町長は、判定実施の決定に伴い、地震被害が大規模であること等により、埼玉県の支援を受け入れる必要があると判断したときは、知事に対して必要な支援を要請するものとする。

3 判定実施本部の長は、知事が判定支援本部を設置したときは、判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議及び調整をするものとする。

(判定体制の周知)

第6条 町長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定業務の周知に努めるものとする。

(判定士等の確保、判定の実施体制等)

第7条 町長は、関連団体の協力を得て、あらかじめ判定士等の配置計画を作成するものとする。

2 町長は、判定の実施を決定した場合は、必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

(応急危険度判定コーディネーターの任命)

第8条 町長は、判定実施本部等と応急危険度判定士との連絡調整及び応急危険度判定士に対するガイダンス等を行うため、判定士の資格を有する行政職員又は関連団体等に属する者の中から応急危険度判定コーディネーターを任命するものとする。

(判定方法及び判定結果の表示)

第9条 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に危険、要注意又は調査済のいずれかの表示を行うものとする。

(判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等)

第10条 町長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに被災状況等を検討し、輸送方法を手配するものとする。

2 町長は、判定士等の食料を準備するとともに、必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達等)

第11条 町長は、判定業務に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(判定活動等における補償)

第12条 町長は、民間の判定士等を判定業務に従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度を適用するものとする。

(その他)

第13条 町長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置、その他所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## 1-1-1 埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「宅地」とは、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 「宅地判定士」とは、被災宅地危険度判定を実施する者として、埼玉県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が被災宅地危険度判定士登録名簿に登録した者をいう。
- (3) 三「被災宅地危険度判定」（以下「危険度判定」という。）とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (4) 四「危険度判定実施本部」とは、危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (5) 「危険度判定支援本部」とは、被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県に設置する組織をいう。
- (6) 「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）とは、都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定制度の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

### (県の事前準備)

- 第3条 知事は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努めるものとする。
- 2 知事は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるものとする。
  - 3 知事は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。
  - 4 知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行うものとする。
  - 5 知事は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

### (市町村の事前準備)

- 第4条 市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努めるものとする。
- 2 市町村長は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行うものとする。
  - 3 市町村長は、危険度判定について住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

### (宅地判定士の事前準備)

- 第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。
- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努めるものとする。

(危険度判定の実施)

- 第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
  - 3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
  - 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じるものとする。
  - 5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
  - 6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(判定結果の表示等)

- 第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、全国協議会の定める判定実施マニュアル等の手引による。

(資機材の調達及び備蓄)

- 第8条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努めるものとする。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

## 1-12 応急仮設住宅設置要領（埼玉県地域防災計画から抜粋）

### 1 目的

応急仮設住宅は、災害より住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保することのできない者に建設し供与することにより、一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

### 2 対象者

応急仮設住宅に入居できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者
- (2) 自らの資力では、住家を得ることのできない者

### 3 規模及び費用

1戸あたりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内とする。

### 4 工事施行の方法

- (1) 原則として知事が建設するが、救助の迅速を図るため、その建設を市町村に委任することができる。
- (2) 委任を受けた市町村は、請書（様式1）に応急仮設住宅に入居を要する者の名簿（様式2）を添えて知事に提出すること。
- (3) 当該市町村長は、県の示す設計書を参考に、請負に付して建設すること。
- (4) 工事着工の際は、着工届（様式3）に工事請負契約書の写を添えて知事に提出すること。
- (5) 工事完了の際は、竣工届（様式4）を知事に提出し、検査を受けること。

### 5 工期

工事の最終の着工期限は、災害発生の日から20日以内であるができる限り速やかに着工及び竣工すること。

### 6 敷地

- (1) 原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 私有地を借用して設置する場合には、市町村長が、土地の所有者又は借地権者と、借地契約を結んでおくこと。
- (3) 借地料は、市町村の負担とすること。

### 7 入居者の決定

- (1) 市町村長は、必要に応じて市町村関係職員、議会議員、町内会長、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聞いて入居を要する者を決定し知事に提出すること。
- (2) 知事は入居者を決定して、市町村長に通知する。
- (3) 市町村長は、前項の決定を受け工事の完了次第入居手続きを進めること。

### 8 供与

- (1) 供与期間は、完成の日から2年以内とすること。
- (2) 供与期間中の貸付料は、無料とすること。

(3) 供与期間中に増改築を必要とする場合は、予め知事の承認を受けて行うこと。

## 9 維持管理

(1) 委任を受けた市町村長が、公営住宅に準じて維持管理をすること。

(2) 供与期間中に入居者が退去した場合は、その旨知事に報告しその指示を受けること。

## 10 指揮監督

(1) 設置については、知事が行うこと。

(2) 工事については、知事が行うこと。

## 11 繰替支弁金の支払い

市町村長は、県の竣工検査が終了したときは、請求書（様式5）2部を知事に提出すること。

ただし、知事が必要と認めるものは概算支払いを行うことができる。

## 12 書類の提出

町村にあつては、知事へ提出すること。



### 1-13 川島町防災アドバイザー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の防災力を向上させ、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進するため、防災活動等に関し専門的な見地から指導及び助言を行うことを目的として川島町防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(職務)

第2条 アドバイザーの職務は、次の各号のとおりとする。

(1) 自主防災組織、自治会その他の団体が行う次に掲げる活動に関し、指導及び助言を行うこと。

- ア 防災訓練又は避難訓練
- イ 防災に係る講習会又は研修会
- ウ 防災対策の検討
- エ 防災マップの作成

(2) その他町長が必要と認めること。

(定数)

第3条 アドバイザーの定数は、12人以内とする。

(委嘱等)

第4条 アドバイザーは、防災活動等に関する専門的な知識及び経験を有する人のうちから町長が選任する。

2 アドバイザーの任期は、選任の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(アドバイザーの派遣)

第5条 町長は、次に掲げる団体の求めに応じ、アドバイザーを派遣することができる。

- (1) 自主防災組織
- (2) 自治会
- (3) その他町長が必要と認める団体

(申請手続等)

第6条 アドバイザーの派遣を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、派遣を希望する事業又は行事の概要が分かる資料を添えて、川島町防災アドバイザー派遣申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、派遣の可否を決定したときは、川島町防災アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 アドバイザーの派遣に要する経費は、町の負担とする。

2 アドバイザーが指導及び助言を行う会場の確保に要する経費は、申請者の負担とする。

(業務の報告)

第8条 派遣されたアドバイザーは、川島町防災アドバイザー派遣業務報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(謝金)

第9条 前条の規定による業務報告書の提出があった場合、アドバイザーに対して、1回につき2,600円の謝金を支給する。

(事務局)

第10条 アドバイザーに関する事務を処理するため、総務課に事務局を置く。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年告示第27号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

## 2 協定等

### 2-1 大規模災害時における相互応援に関する協定書

熊谷市長、東松山市長、坂戸市長、滑川町長、嵐山町長、小川町長、都幾川村長、玉川村長、川島町長、吉見町長、鳩山町長、東秩父村長及び大里村長は大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村及び大里村（以下「協定市町村」という。）の区域において地震等による大規模災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、本協定を締結した協定市町村は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災の協定市町村が応援を要請する応急措置等、迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課等)

第2条 協定市町村は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第3条 協定市町村は、必要があると認めるときは、被災協定市町村の災害対策本部に連絡調整員の職員を派遣することができる。

(応援の内容及び範囲)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (4) 災害応急活動に必要な車両及び職員の派遣
- (5) 協定市町村の行政境界に隣接する指定避難場所の相互利用
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (8) 全各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

2 前項の応援範囲は、隣接する協定市町村を原則とするものとする。ただし、災害被害の状況によってはこの限りではない。

(応援要請)

第5条 協定市町村は応援を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (5) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間等
- (8) その他、応援を必要とする事項等

(応援の自主出動)

第6条 協定市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、応援要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の協定市町村と協力し、自主的に被災の協定市町村の情報収集を行い、その結果を埼玉県に伝達するもの